

いのち支える
青木村自殺対策計画

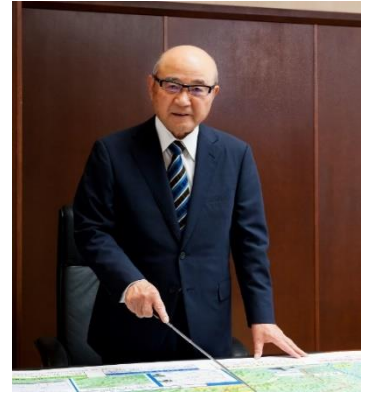


青木村

はじめに

～誰も自殺に追い込まれることのない青木村を目指して～

平成 28 年 4 月に国の「改正自殺対策基本法」が施行され、



各市町村に『生きることの包括的な支援』を基本理念とした市町村自殺対策計画の策定が義務づけられました。さらに平成 29 年 7 月には「自殺総合対策大綱」が見直され、自殺予防についてより一層の取り組みが求められています。

自殺の多くは、様々な問題に追い込まれた末の選択であり、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やしていくことが課題となっています。誰も自殺に追い込まれることのない青木村を目指し、本村でも「いのち支える 青木村自殺対策計画」を策定しました。本計画に基づき、庁内各課・関係機関・関係団体の連携を強化しながら、【自殺は防ぐことができる】という信念のもとに総合的な対策に取り組みます。村民の皆様には、計画の推進に向けてより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和 2 年 3 月

青木村長 北村 政夫

いのち支える 青木村自殺対策計画 目次

第1章 計画策定の趣旨等	1
第2章 青木村の自殺をめぐる現状	4
第3章 青木村における自殺対策の取組と評価指標	11
資料編	
資料1 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）	29
資料2 自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）概要	34

いのち支える 青木村自殺対策計画 (令和2年3月)

発行・編集 青木村役場 住民福祉課

〒386-1601

長野県小県郡青木村大字田沢 111 番地

電話 0268-49-0111 FAX 0268-49-3670

青木村ホームページ <http://www.vill.aoki.nagano.jp/>